

川崎市立学校用務員の職務及びサービスに関する規
程の一部を改正する訓令の制定について

川崎市立学校用務員の職務及び服務に関する規程の一部を改正する訓令
川崎市立学校用務員の職務及び服務に関する規程（昭和55年川崎市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

制 定 理 由

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この訓令を制定するものである。

川崎市立学校用務員の職務及び服務に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立学校用務員の職務及び服務に関する規程 昭和55年3月31日教委訓令第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めるもののほか、川崎市立学校に勤務する用務に従事する職員（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下「学校用務員」という。）の職務及び服務について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市立学校用務員の職務及び服務に関する規程 昭和55年3月31日教委訓令第1号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めるもののほか、川崎市立学校に勤務する用務に従事する職員（常勤の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下「学校用務員」という。）の職務及び服務について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(以下 略)</p>